

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 大 石 薫

酒田市監査委員 高 橋 千代夫

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、次のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
健康福祉部 福祉課	9月30日	10月19日～ 11月24日	11月10日
健康福祉部 子育て支援課	9月30日	10月19日～ 11月24日	11月10日
健康福祉部 健康課	9月30日	10月23日～ 11月24日	11月12日
健康福祉部 介護保険課	9月30日	10月19日～ 11月24日	11月11日
健康福祉部 国保年金課	9月30日	10月19日～ 11月24日	11月12日
健康福祉部 酒田看護専門学校	9月30日	10月23日～ 11月24日	11月12日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は下表のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

監査対象課	監査結果	
健康福祉部 子育て支援課	指摘事項	<p>児童扶養手当過年度払戻金の不納欠損処分について、財務規則で市長の決裁を受けなければならないと規定しているが、部長までの決裁で決定していた。担当課は、事務決裁規程で部長の専決区分になっている保育所入所負担金、一時保育入所負担金と一緒に起案したため、誤って部長までの決裁で決定していた。</p> <p>不納欠損処分の手続きに適正を欠いていることから、財務規則、事務決裁規程に則り適正に事務を執行すること。</p>
健康福祉部 健康課	注意事項	<p>簡易歯周疾患検診業務委託について、契約検査課が示す契約事務フローによると、最初に仕様書等の認定伺の決裁、次に見積施行伺の決裁、最後に契約伺の決裁をとることとされている。しかし、仕様書等の認定伺及び見積施行伺の決裁はとられているものの、契約伺の決裁がなされないまま契約が締結されており、契約事務手続きが適切ではなかった。</p> <p>契約検査課が示す契約事務フローに則り、適正に契約事務を執行すること。</p>
健康福祉部 健康課	注意事項	<p>休日診療所レセプト用コンピューター保守点検業務委託について、書面による承認がないまま、受託業者が点検業務を他の業者に再委託していた。契約内容では再委託は原則禁止だが、あらかじめ書面で委託者の承認を得たときは可能となっていることから、受託業者は再委託承諾申請書を担当課に提出していたが、担当課が書面による承認手続きを行っていなかった。</p> <p>契約書に則り適正に再委託の承認手続きを行うこと。</p>

健康福祉部 健康課	注意事項	<p>特定不妊治療費補助金について、申請期限が過ぎたものに対して、補助金を交付していた。補助金の申請は、交付要綱で山形県特定不妊治療費助成金給付決定通知日の属する月の翌月末日までとなっているが、県の給付決定通知日が令和2年3月31日であるにもかかわらず、令和2年5月8日の申請を受付して、補助金を交付していた。</p> <p>また、当年度予算から支払うべき補助金が、前年度予算から支払われていた。令和2年4月以降の申請の中に、県の給付決定通知日が令和2年3月31日のものが10件あり、全て令和2年3月31日に遡って交付決定し、前年度予算から支払われていた。補助金の交付決定は、交付申請があったとき、当該申請に係る書類等を審査した上で行うものであり、令和2年3月31日に遡る合理的な理由がないと思われる。</p> <p>補助金交付要綱等に則り適正に事務を執行すること。</p>
健康福祉部 健康課	注意事項	<p>現金の保管状況について、担当課が管理している金庫の中に、現金2万円入りの封筒が保管されていた。過去に事業関連で使用していたものと思われるが、現在は使用されておらず、保管の理由、経緯が不明の状態職員間の引き継ぎもないままになっていた。</p> <p>早急に実態を解明し、本来の帰属先を特定した上で、適切に会計処理すること。</p>